

第2章 計画の基本的な考え方

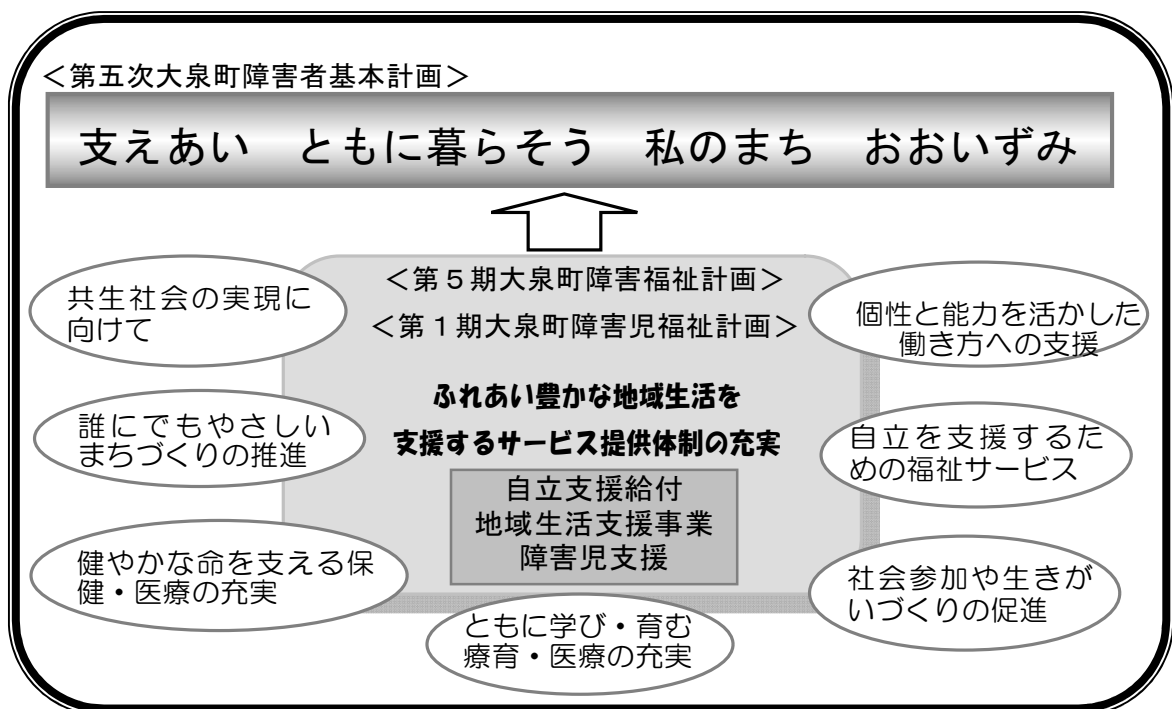
第1節 基本理念

ふれあい豊かな地域生活を支援する サービス提供体制の充実

本町が目指す将来像「ずっと住みたい私のまち おおいずみ」(第五次大泉町総合計画)をノーマライゼーションの理念に基づいて実現していくことが求められています。

「第五次大泉町障害者基本計画」では前計画の基本理念を引き継ぎ「支えあいとともに暮らそう 私のまち おおいずみ」とし、障害のある人もない人も、ともに暮らし続けられる大泉町の創造に努めてきました。

第5期障害福祉計画の基本理念も前期計画を引き継ぎ「ふれあい豊かな地域生活を支援するサービス提供体制の充実」とします。障害者がサービスを利用することで、地域での暮らしに生きがいを感じ、豊かな暮らしがおくれるように支援します。それにより、本町で暮らすすべての人が、支えあい、ともに暮らすまちの実現を目指します。



第2節 基本方針

(1) ふれあい豊かな地域生活を支援

ノーマライゼーションの理念の下、障害者一人ひとりのニーズにあった福祉サービスにより、生きがいのある暮らしとふれあい豊かな生活が送れるよう支援します。

(2) サービス提供体制の充実

地域でともに支えあい暮らし続けられるように、障害福祉サービス提供体制の充実及び地域のサービス拠点づくりなど、地域の社会資源を充実させ、最大限に活用していきます。

(3) 障害児の健やかな育成のための支援

障害児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供できる体制を構築し、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう支援します。

第3節 2020（平成32）年度の数値目標

1 障害者数の推計

2016（平成28）年度末現在の本町の障害者数（延べ手帳所持者数）は1,622人です。2017（平成29）年度末には1,655人になり、2020（平成32）年度末には1,766人になることが見込まれます。

障害者（児）数の推計

障害者数の実績

	単位	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
身体障害者	人	1,185	1,187	1,201
知的障害者	人	232	233	250
精神障害者	人	139	153	171
合計	人	1,556	1,573	1,622

障害者数の見込

	単位	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度
身体障害者	人	1,209	1,217	1,225	1,233
知的障害者	人	259	268	278	288
精神障害者	人	187	205	224	245
合計	人	1,655	1,690	1,727	1,766

※2014（平成26）年度～2016（平成28）年度の実績から推計

2 2020（平成32）年度の数値目標

施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等を計画的に進めるために、2020（平成32）年度の数値目標を以下のように設定します。

（1）入所施設の入所者の地域生活への移行

○目標値の設定

項目	数値	考え方
2016（平成28）年度末時点の施設入所者数	38人	2016（平成28）年度末時点の利用人員とする。
2020（平成32）年度末		施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数。
【目標値】 地域生活移行者数	4人	2016（平成28）年度末時点における施設入所者の9%以上が2020（平成32）年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
2020（平成32）年度末における施設入所者数	37人	2020（平成32）年度末までに新たに施設入所を利用する人員を見込む
【目標値】 施設入所者数の削減	1人	2020（平成32）年度末時点での施設入所者の削減目標数。 2016（平成28）年度末時点と比較して2%以上の削減することを基本とする。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○目標値の設定

項目	数値	考え方
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議会の場の設置	1箇所	2020（平成32）年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会などの保健、医療、福祉関係者による協議会の場を設置することを基本とする。

(3) 地域生活支援拠点の整備

○目標値の設定

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の数	1箇所	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点の数。 2020(平成32)年度末までに市町村又は圏域に少なくとも1か所を整備する。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

○目標値の設定

項目	数値	考え方
【実績】 2016(平成28)年度の一般就労への移行者数	1人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、2016(平成28)年度において一般就労した人の数
【実績】 2016(平成28)年度の就労移行支援事業の利用者数	2人	2016(平成28)年度末における就労移行支援事業の利用者数
2020(平成32)年度末		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所を通じて、2020(平成32)年度までに一般就労する人の数。 2016(平成28)年度の移行実績の1.5倍以上とすることを基本。
【目標】① 2020(平成32)年度の一般就労移行者数	3人	
【目標】② 就労移行支援事業の利用者数	6人	2020(平成32)年度末における就労移行支援事業の利用者数。 2016(平成28)年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
【目標】③ 就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
【目標】④ 支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合	8割以上	2020(平成32)年度末までに、就労定着支援事業を開始した日から1年後の職場定着率 就労定着支援事業による支援を開始した日から1年後の職場定着率の8割以上とすることを目指す。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

○目標値の設定

項目	数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1箇所	2020（平成32）年度までに、各市町村又は圏域で1箇所以上。
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施	1箇所	2020（平成32）年度までに、各市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築する。少なくとも1箇所以上を確保することを基本とする。
【目標③】 児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保	1箇所	2020（平成32）年度末までに各市町村及び圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保することを基本とする。
【目標④】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	2018（平成30）年度末までに各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。